

### Ⅲ-税務

151 税効果会計については述べた文章のうち、最も適切でないものはどれか。

- a) 税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続きである。
- b) 企業会計上の資産及び負債の額と課税所得計算上の資産及び負債の額との差額を一次差異という。
- c) 将来減算一時差異は、解消するときはその期の課税所得を減額する効果をもつ。
- d) 税務上の繰越欠損金は、課税所得の減額を期待でき、一次差異に準じて毎期必ず繰延税金資産を計上しなければならない。

152 税効果会計の対象とならない永久差異項目として正しいものはどれか。

- a) 繰越欠損金
- b) 未払事業税
- c) 減価償却累計額
- d) 寄付金

14 税効果計算業務 14.1 一次差異算定 正解：d

税効果会計とは、企業会計における収益又は費用と、課税所得計算上の益金又は損金の認識時期の相違等により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（法人税等）の額を適切に配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続きとなる。

貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と、課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額を一次差異といい、解消されるまで差額として蓄積される。一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時差異があり、将来減算一時差異は解消するとき、その期の課税所得を減額する効果をもつ。

また、税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることより、繰延税金資産を計上することができるが、計上の義務があるわけではないので、正解は（d）となる。

14 税効果計算業務 14.1 一次差異算定 正解：d

税務上と会計上の認識の差異には永久差異と一時差異がある。このうち永久差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の差異が永久に解消されないものを指すのに対して、一時差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の差異で、その計上期間のズレに起因するもので、一定期間経過後には解消される。税効果会計の対象となるのはこの一時差異についてであり、永久差異項目は対象外である。永久差異項目は以下の通りとなる。

【法人税上損金とならない費用項目】

- ・ 交際費（税務上の限度超過額）
- ・ 寄付金（税務上の限度超過額）
- ・ 法人税／住民税
- ・ 延滞税／罰科金／損金とならない延滞金 等

【法人税法上益金とならない収益項目】

- ・ 受取配当等の益金不算入額 等

したがって、正解は（d）となる。